

表紙

# 令和4年度 学校推薦型選抜I 小論文

## 注意事項

1. この試験問題(小論文)は学校教育課程障害児教育コース受験者用です。
2. 試験開始の合図があったらすぐに用紙の種類と枚数を確かめた上で、受験番号記入欄の全てに受験番号を記入してください。  
表紙 ..... 1枚  
問題並びに答案用紙 ..... 3枚
3. 試験終了後、全ての用紙を回収します。
4. 用紙が不足していた時や、印刷が不鮮明な時には手を挙げて監督者に知らせてください。

この用紙(表紙)の裏面を「メモ用紙(構想用)」として使用しても構いません。

総計

## 問題並びに答案用紙(1/3)

問 「しょうがい」という語の表記について、「障害」「障碍」「障がい」など、さまざまな考え方があります。

「碍」の文字について常用漢字表に追加しない決定をしたというニュースに関する【新聞記事】と、国が一般からの意見をまとめた【参考資料】を読み、問に答えなさい。

## 【新聞記事】

【碍】、文化審小委が常用漢字入りを見送り 実態注視「社会生活上必要なら対応」

朝日新聞社に無断で転載することを禁じる  
承諾番号：22-1502

「障害」という表記に代えて使われる「障碍(しょうがい)」の「碍」の文字について、常用漢字表に追加するかどうかを検討していた文化審議会国語分科会の国語課題小委員会は26日、「直ちに追加することはない」との見解をまとめた。追加が必要なほどは社会で頻繁に使われていないことなどを理由に挙げている。

政府は常用漢字表にもとづき、法律などで原則として「障害」と表記している。障害者団体などからは、否定的な意味がある「害」を含まない「障碍」がふさわしいとの声もあり、兵庫県宝塚市は2019年から法律用語などを除き「障碍」を使っている。

一方、18年に衆院文部科学委員会は「障害者の選択に資する観点」、参院文教科学委員会は「障害者の意向を踏まえて」などの理由から、常用漢字表への追加を検討するよう政府に求めていた。この衆参両院の委員会決議を受け、同小委が議論を重ねてきた。

26日まとめた見解は、「使用頻度の高まりや使用状況の広がりが生じているとは判断できない」とした。今後、使用実態を調査するなどして動向を注視し、「障碍」の表記を使うことが社会全体で合意されれば「社会生活上必要な漢字」として速やかに対応するとしている。

(朝日新聞2021年2月27日 夕刊より)

## 【参考資料】

平成22年9月10日(金)から30日(木)までの21日間、内閣府、共生社会、障害者施策の各ホームページにおいて、意見募集を実施したところ、637件の意見が寄せられた。

その内訳は、「障害」を支持する意見が約4割、「障碍」を支持する意見が約4割、「障がい」又は「しょうがい」を支持する意見が約1割、その他独自の表記を提案する意見等が約1割であった。それぞれの表記についての主な意見・理由は以下のとおりである。

## 1-1. 「障害(者)」表記を支持する[主な理由]

- 社会モデルの観点からは、「障害」がふさわしい。
- 表記や呼称を変更したとしても、いずれ同じ議論を繰り返すことになる。
- 表記の問題よりも、障害者を取り巻く差別と偏見を取り除くことが先決。
- イメージでの議論が先行しすぎている。
- 広く普及している現状がある。等

## 1-2. 「障害(者)」表記に対する[主な否定的意見]

- 「害」の字には、「公害」、「害虫」、「加害」等の負のイメージがある。等

## 2-1. 「障碍(者)」表記を支持する[主な理由]

- 社会モデルの観点からは、「障碍」がふさわしい。
- 表記を変えることにより、一般国民の意識が改善されることが期待される。
- 「害」の字には負の意味が入っているが、「碍」の字は価値中立的である 等

## 2-2. 「障碍(者)」表記に対する[主な否定的意見]

- 知的障害のある者等にとって、表記の変更は混乱を招く。
- 表記を変更したところで、「障」=「さわり」、「碍」=「さまたげ」であって、漢字の持つ負のイメージに変わりはない。等

## 3-1. 「障がい(者)、しょうがい(者)」表記を支持する[主な理由]

- 柔らかい印象があり、点字を利用している人でも書くことができる。
- 移行期間という認識の下で、ひらがな表記が望ましい。

## 3-2. 「障がい(者)、しょうがい(者)」表記に対する[主な否定的意見]

- 平仮名の「がい」では実体が見えない。障害の社会性を曖昧にする。
- 日本語として不自然

(平成22年11月22日「障がい者制度改革推進会議『障害』の表記に関する作業チーム」より)



